

竹原市総務文教委員会

平成30年9月5日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第56号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第57号 竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
- 3 議案第58号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第61号 平成30年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第66号 平成30年度竹原市一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第68号 平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 報告案件
 - ・郷土産業振興館における今後の取組について
- 2 閉会中継続審査の申し出について

(平成30年9月5日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	向 井 直 毅
税 務 課 長	井 上 光 由
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
水 道 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時55分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めましておはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、委員長からございましたように、議案第56号から議案第58号までと議案第61号、議案第66号、議案第68号の予算議案などにつきまして説明をさせていただきますので、どうか慎重な御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、これより議事に入ります。

当委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、総務部関係議案として議案第56号、同57号、同61号、同66号、その後、企画振興部関係議案として議案第58号、最後に公営企業部関係議案として議案第68号の順で行ってまいりたいと思います。また、自由討議終了後に執行部からの報告を1件受ける予定としております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ってまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） 議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

議案説明書では6ページ、議案参考資料では11ページでございます。

提案の要旨でございますが、災害応急または災害復興等のため、他の地方公共団体から派遣された職員に対しまして、災害派遣手当を支給することができるように改正するものでございます。

職員の給与に関する条例の中で、職員に対する各種手当が規定をされております。その中に災害派遣手当ということを追加をするということでございます。

こちらの災害派遣手当につきましては、災害対策基本法の災害派遣の規定に基づきまして、職員が住所または居住を離れて、本市の区域に滞在をすることとなった場合に、その滞在する期間に対してこの手当を支給するというものでございます。

今回の豪雨災害を受けまして、広島県地域政策局市町行財政課から各市町におきます中・長期的な職員の派遣要請がございまして、技術系、事務系の職員を現在お願いしているところでございます。派遣に来ていただける職員に対して、法律上、災害派遣手当を支給できるということとなっておりますので、本市におきましてもこの条例を制定しまして、派遣してこられた職員に対しましてこの手当を支給しようとするものでございます。

手当の額でございますが、本市に滞在した期間の区分に応じて金額が定められております。表のとおり、30日以内の期間、30日を超えて60日以内の期間、61日を超える期間というように区分されております。

滞在する施設にも定めがございまして、公用の施設、またこれに準ずる施設とその他施設に分かれております。公用の施設、またはこれに準ずる施設は、基本的にはホテル、旅館等以外の施設ということでございます。こちらの方は、1日につきまして3,970円。それから、その他の施設、こちらの方は、ホテル、旅館等を利用した場合は30日以内の期間が6,620円、30日から60日の期間が5,870円、60日を超える期間が5,140円と定まっております。こちらは、災害対策基本法施行令第19条で定まっているものでございます。

施行日は公布の日から行いたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手をお願いいたします。

ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。ちょっとわかりづらかった。確認です。その額は全国

一律でいいのですよね。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） こちらの方は全国一律でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第57号竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案書の15ページと議案参考資料の15ページをお開きください。

議案第57号竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案につきましては、竹原市国民健康保険税条例、災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例及び竹原市介護保険条例について、災害、その他やむを得ない理由により、規定の期日までに減免申請書を提出することが困難である場合において、提出期限を延長することができるようにするものであります。

改正の内容につきましては、現行条例の減免手続に係る規定につきまして、国民健康保険税条例及び介護保険料では納期限の7日前と、市民税及び固定資産税では災害の発生した日から2カ月以内に減免申請書を提出しなければならないとされております。その規定について、期限までに減免申請を行うことが困難な状況が想定されるため、平成30年7月豪雨による被害状況を勘案し、例外規定として、ただし、災害、その他やむを得ない理由により、当該日までに申請書を提出することが困難であると市長が認める場合は、市長が認める日までに提出するものとする規定をそれぞれ条例に設けるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用するものであります。

議案第57号竹原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案につきましては、以上であります。

委員長（山元経穂君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 済みません。今回のこの条例案のことなんですけど、一応今回の災害に向けての話だと限定されると思いますけども、これは罹災証明を発行された家が対象になるのか、それともそうでない場合もあるのかというのをちょっと確認でお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 今回の減免の対象ということでございますが、罹災証明、こちらの方の損害程度ということが判定の基準になっておりますので、やはり罹災証明の対象者ということになります。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案に移りたいと思います。

議案第61号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、9月定例会に上程いたします一般会計補正予算案（第3号）について、補正予算書に沿って説明をいたします。

まず、補正予算書1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の主な内容といたしましては、公共施設敷地に築造されたブロック塀等について、現行の建築基準法に不適合なもの等の対策に必要となる経費のほか、平成29年度に実施いたしました各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、それに対応するための経費などを歳出予算等に計上するものでございます。

その額につきましては、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,120万7,000円を追加し、総額を144億2,574万4,000円とするもの、

また債務負担行為の追加を行うとともに、地方債の追加を行う内容となっています。

3ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、農林水産業費の3款において追加計上を行うものでございますが、その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、12ページと13ページをお開きください。

まず、総務費、総務管理費、財産管理費について、普通財産等管理に要する経費として維持補修工事費など2,210万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、平成30年度6月に発生した大阪北部地震において、公立小学校敷地に築造されたブロック塀が倒壊し、児童が死亡した事案を受け、本市の公共施設敷地に築造されたブロック塀58カ所を調査した結果、現行建築基準法不適合や、同法に適合をしていますが、劣化等により対処が必要とするものが25カ所あり、特に早急な対応が必要な荘野小学校を除く24カ所について改修、解体等を実施するものでございます。箇所数につきましては、本日配付いたしました別紙資料一覧をごらんいただければと思います。

財源につきましては、工事請負費の一部に起債を充て、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費について、一般事務に要する経費として、国・県支出金返還金389万7,000円を追加計上を行うものでございます。平成29年度中に社会福祉課が実施しました事業に対して、国から概算交付された補助金について精算をした結果、返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業につきましては、平成28年度臨時福祉給付金支給事業でございます。財源については、一般財源でございます。

次の障害者福祉費について、障害者福祉事務に要する経費として、国・県支出金返還金1,253万2,000円の追加計上を行うものでございます。平成29年度中に実施いたしました障害福祉に関する事業に対して、国や県から概算交付された補助金や負担金について精算を行った結果、返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業につきましては、障害者自立支援事業、障害児通所給付事業などが主なものでございます。財源については、一般財源です。

次の老人福祉費について、一般事務に要する経費として、地域医療介護総合確保事業補助金800万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、健康保険法等

の一部改正に伴い、介護療養型病床について、介護医療院へ転換を図る医療機関に対し補助金を交付するものでございます。交付先につきましては、安田病院で、広島県の地域医療介護総合確保事業補助金を活用し、当該病院内にある介護療養型病床40床を介護医療院に転換するために必要な費用を補助するものでございます。財源については、県支出金で、歳出予算全額に対して充当されるものでございます。

続いて、16ページ、17ページをお開きください。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費について、一般事務に要する経費として、子ども・子育て支援事業計画策定事業に係る通信運搬費33万6,000円、計画策定委託料318万6,000円、国・県支出金返還金206万円の追加計上を行うものでございます。子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間の期間とする計画を策定しており、計画の最終年度である平成31年度までに次期計画を策定することが義務づけられており、平成31年度当初予算に計上し、計画を策定することとしておりましたが、ニーズ調査等について、平成30年度中の実施に限り、地方交付税措置されることとなったため、当該業務について補正により対応し、平成31年度までの2カ年で策定をすることとしたものでございます。

次に、国・県支出金返還金につきましては、平成29年度中に社会福祉課が実施した各種事業に対して、国や県から概算交付された補助金や負担金について精算を行った結果、返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業につきましては、利用者支援事業や一時預かり事業など、子ども・子育て支援交付金支給事業、ひとり親家庭等医療費支給事業などが主なものでございます。財源については、一般財源でございます。

次の母子福祉費について、母子父子家庭援護に要する経費として、施設入所措置費69万5,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、本市からの母子生活支援施設への入所世帯数の増加と、その施設の全入所世帯数の減少による1世帯当たりの措置費用単価の増加によりまして、予算の不足が生じたものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1、県負担金を歳出予算額の4分の1充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

民生費、生活保護費、生活保護総務費について、生活保護事務に要する経費として、

国・県支出金返還金2,004万2,000円の追加計上を行うものでございます。平成29年度中に実施いたしました生活保護支給事業等に対して、国から概算交付された負担金が精算を行った結果、返還を行うこととなったことから、必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業については、生活保護のうち生活扶助、医療扶助、介護扶助、生活困窮者自立相談支援事業などが主なものでございます。財源については、一般財源でございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、農業振興費については、農業振興対策に要する経費として、園芸作物条件整備事業補助金など210万円の追加計上を行うものでございます。園芸作物条件整備事業補助金につきましては、園芸産地拡大や担い手の経営高度化を図るため、耕作条件の改善を行うことを目的とし、2020広島県農林水産チャレンジプランにおいて、重点及び推進作物として位置づけられている作物を導入するための土壌改良や排水対策等の耕作条件の改善を行う担い手に対し補助金を交付するもので、今回の対象事業は、認定新規就農者の赤坂氏が白ネギ耕作のための農地拡大に向け、遊休農地の土壌改良を行うもの、また認定農業者のサンファームおなしがカボチャからキャベツに耕作品目の転換を図るための土壌改良を行うものの2事業に対し補助金を交付するものでございます。

次に、園芸用農地確保支援事業補助金につきましては、園芸作物の生産面積の拡大を図るため、農地を所有しない担い手に対し農業集積をすることを目的とし、農地を提供した農地所有者に対し補助金を交付するもので、今回の対象は、高崎町の中浦新開地区において農地を提供した農地所有者31人に対し補助金を交付するものでございます。財源については、県支出金で歳出予算額全額に対して充当されるものでございます。

次に、歳入予算の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページにお戻りください。

国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出の説明に合わせて触れましたので、説明を省略させていただきます。繰越金については、平成29年度の決算剰余金のうち基金に積立を行った額を除いた残額を全て予算計上を行っております。財政調整基金を108万1,000円減額し、最終的な収支の均衡を図っているところでございます。

次に、債務負担行為でございます。

4ページをお開きください。

子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費につきましては、平成30年度から平成

31年度までの期間として711万9,000円を限度額として定めるものでございます。次期子ども・子育て支援計画を2カ年で策定することから、そうした契約締結が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、5ページ、地方債の補正でございます。歳入予算の市債の補正にあわせ、地方債の追加を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明は終わります。

委員長（山元経穂君） それでは、これより質疑を行います。

質疑は、ページ数を示した上で挙手をもって質疑をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑のある方よろしくお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 17ページの母子父子家庭支援に要する経費の中の施設入所措置費です。今の母子父子の家庭が増加したというふうな話をお伺いしましたけども、どれぐらい増加したのか、それに対してこれだけの費用がかかったのか、ちょっと内訳も含めて教えていただければ。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 増加につきましては、今まで1世帯4名であったものが、2世帯6名に増加をいたしております。

費用については、この増加分とあわせまして、先ほどちょっと触れましたが、対象の施設の総入居者がそれぞれそれに係る費用を世帯割でこの費用を分担しているという仕組みになっておりまして、全体の入所者自体が減少しているというようなこともあわせて、竹原市からの措置者は1世帯増加したのですけれども、その施設そのものの入所世帯は実際に減少したことによってその単価も上昇したと。この2つによって予算の不足が生じたというようなことで、今回補正を上げさせていただいております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） まず、どこのどういった施設かというのが。ちょっとごめんなさいね、僕の勉強不足で。まず、それを教えて。

委員長（山元経穂君） 続いていきますか。そこで切ります。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 施設については県内ということで、施設の場所というのは、や

っぱりこういった施設上、場所は明らかにされておられません。県内にある施設ということで、主にこういった施設については、DV被害を受けた世帯が避難して入所するというようなケースが多いということですので、施設自体は、場所がどこにあるかというのは実際に公表していない。ただ、県内の施設ということだけで御了解いただければと思います。そこへ各地から竹原市も含めていろんな方々が入所されているというような状況になっております。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次に議案第66号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 済みません。続いて、また9月定例会に上程いたします一般会計補正予算案（第4号）について、補正予算書に沿って説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の主な内容といたしましては、平成30年7月豪雨により本市で発生をした災害に対応するための経費を歳出予算等に計上するものでございます。

その額については、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億4,549万7,000円を追加し、総額を156億7,124万1,000円とするともに、地方債の変更を行う内容となっております。

次に、補正予算書3ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては、民生費、土木費、災害復旧費の3款において追加計上を行うものでございますが、その個別の具体的な内容については、事項別明細書で説明をいたしますので、10ページと11ページをごらんください。

まず、民生費、災害救助費、災害救助費について、災害救助に要する経費として、臨時職員賃金、災害廃棄物処理委託料及び被災家屋等撤去交付金、地域支え合いセンター事業委託料、経営体育成支援事業補助金など2億3,053万1,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、罹災証明発行事務及び宅地内土砂等撤去事務に係る臨時職員賃金、あとは被災家屋の解体撤去や宅地内土砂等の撤去に係る委託料及び、

同撤去等を住民自ら実施した場合に係る交付金，被災者の早期の生活再建に向け，広島県や関係団体と連携し，被災者を一体的に支援するために設置する地域支え合いセンター開設に伴う委託料及び当該事務に係る消耗品等，また農業用ハウス等被災した農業用施設の復旧に係る費用の補助，また災害の援護に資するための災害見舞金の支給などを行うものでございます。財源につきましては，災害廃棄物処理業務委託料及び被災家屋等撤去交付金につきましては，国庫支出金を歳出予算額の2分の1，地域支え合いセンター事業委託料等につきましては，県支出金を歳出予算額の全額，経営体育成支援事業補助金につきましては，県支出金を歳出予算額の9分の5充当し，残りを一般財源とするものでございます。

次に，12ページ，13ページをお開きください。

土木費，都市計画費，公共下水道事業費について，公共下水道事業に要する経費として，公共下水道事業特別会計繰出金447万9,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，今回の災害における竹原浄化センター及び竹原中央ポンプ場の施設修繕等に係る経費について，総事業費から起債で充当する部分を除いたものを一般会計より繰り出すものでございます。事業の内容につきましては，竹原中央ポンプ場において，豪雨対応により通常時の電動ポンプ1基に加え，非常時のA重油ポンプを長時間稼働させたことにより燃料費に不足が生じたため，また同ポンプ場内に大量の土砂が流入したため土砂の撤去を行うものでございます。竹原浄化センターにつきましては，豪雨により浄化センターの水処理棟内のスカムスキマー，これは最終沈殿池にたまったごみを回収するような装置でございますが，このスカムスキマーが故障し，同装置の修繕を行うものでございます。財源については，一般財源でございます。

次に，14ページ，15ページをお開きください。

災害復旧費，公共土木施設災害復旧費，公共土木施設災害復旧費について，公共土木施設災害復旧に要する経費として，測量設計委託料，災害復旧工事費など8億1,680万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，道路，河川，橋梁，公園等の公共土木施設の災害復旧に必要な予算を計上するものでございます。今回の災害により市内の公共土木施設が多数被災し，甚大な被害となっている中，復旧には相当な期間を有することが想定されることから，施設の利用頻度や二次災害防止の観点などから優先順位を定める中で，今年度工事発注が見込めるものについて今回予算を計上するものでございます。財源につきましては，国庫支出金を4億7,005万円，地方債を3億4,660

万円，都市基盤整備基金繰入金を15万円充当するものでございます。

続いて，16ページ，17ページでございます。

災害復旧費，農林水産施設災害復旧費，農林水産施設災害復旧費について，農林水産施設災害復旧に要する経費として，測量設計委託料，災害復旧工事費など1億8,670万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，農地，農道，林道等の農林水産施設の災害復旧に必要な予算を計上するものでございます。今回の災害によりまして，市内の公共土木施設と同様に農林水産施設においても多数被災し，甚大な被害となっている中，復旧には相当な期間を有することが想定されることから，施設の利用頻度や二次災害防止の観点などからこちらも優先順位を定める中で，今年度工事発注が見込めるものについて今回予算を計上するものでございます。財源につきましては，国庫支出金を8,550万円，地方債を7,270万円，分担金及び負担金2,463万円，都市基盤整備基金繰入金を387万円充当するものでございます。

続きまして，18ページ，19ページでございます。

災害復旧費，文教施設災害復旧費，社会教育施設災害復旧費について，社会教育施設災害復旧に要する経費として，修繕料，災害復旧工事費計381万6,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，東野公民館の機能を早期に復旧させるための施設の修繕を専決補正予算において実施することといたしておりましたが，この予算に不足が生じたため追加計上をするものでございます。また，今回の災害により，伝統的建造物群保存地区内の側溝ぶたが流出したため，流出した部分の側溝ぶたの再整備を行うものでございます。財源につきましては，国庫支出金を54万3,000円，地方債を320万円，都市基盤整備基金繰入金を7万3,000円充当するものでございます。

続いて，20ページ，21ページでございます。

災害復旧費，その他公共施設等災害復旧費，その他公共施設等災害復旧に要する経費として，災害復旧工事費317万1,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては，被災した金九郎集会所の機能を早期に復旧させるための施設の復旧工事を専決補正予算において実施することといたしておりましたが，この予算に不足が生じたため追加計上をするものでございます。財源につきましては，地方債を310万円，都市基盤整備基金繰入金7万1,000円を充当するものでございます。

次に，歳入予算の説明をいたします。

8ページ，9ページにお戻りください。

分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、市債及び繰入金のうち、都市基盤整備基金繰入金につきましては、歳出の説明にあわせて触れさせていただきましたので、説明を省略させていただきます、最終的に財政調整基金繰入金を1億2,087万8,000円計上し、収支の均衡を図っているところでございます。

続いて、地方債の補正について4ページをお開きください。

歳入予算の市債の補正にあわせ、地方債の変更を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明は終わります。

委員長（山元経穂君） 先ほどの補正予算（第3号）と同じように、ページ数をお示した上で質疑をお願いいたします。

それでは、順次質疑をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 済みません。ちょっとページ数はないのですが、まず今回の災害に対して基本的なことなのですが、国の激甚災害の指定を受けて進めている事業があると思います。まず、そもそも激甚災害の指定を受けるということは何ぞやということをお聞きしたいのと、国の補助の方がかなり高い、九十何%高いライン、竹原市で言うならば、その範囲はどの範囲を激甚災害として認められて、それに対応できるものであるかというのがちょっと基本的なことで申しわけないのですが、そのあたりをちょっと先にお聞かせいただければと思います。お願いできますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、激甚災害とはということでございますが、通常の公共土木施設でありますとか、農林水産施設の災害に関して、通常のこういう復旧工事については、それぞれ国の補助率が50%とか、そういった形で指定されておりますが、こういった大災害においては、国の予算においてそういった補助率のかさ上げを行うために、こういった法律に基づいて、この激甚災害の指定というものがされることになっております。

この範囲については、竹原市においては、市内全域がその指定の範囲となっておりまして、それに係るそういった復旧工事について、様々条件に応じてそういった補助率のかさ上げが行われるという仕組みになっておりまして、そのかさ上げの率につきましては、国の予算に応じて、その率というのは変動いたしまして、それぞれ決まった率ではございません。おおむね90%以上のかさ上げということは通例となっておりまして、過去5年の実績の平均でいたしますと、農地についてはおおむね95.7%、農業用施設については

98. 1%, 林道等につきましては91%とかさ上げが行われております。公共土木施設につきましても、同様にそういった率のかさ上げが行われておりますが、この率につきましては、最終的には国の予算に応じてということでございます。各激甚災害に指定された県、また市町のそういう被害総額に応じてこの率というのは定まりますので、これはおそらく国の災害査定が終わった以降でないと、どれだけの率がかさ上げされるかというのはわからない状態でございます。おおむね年度内には、遅くともその率というのは確定するものと思いますが、先ほど申し上げたのは過去5年の平均ということで御理解いただければと思います。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

続きまして、ページ数で言いますと、今度は11ページの方、災害に対する13番、災害廃棄物処理業務等委託料のところちょっとお伺いしたいのですが、この中に当然処分費も含まれてくると思いますけど、今、毛木沖ですか、仮置きという形をとっておられますけども、大体いつごろを目途に一応あくまでも仮置きですから、いつごろ目途に処分を実施されるのかということと、あとちょっと気になるのは、話に聞きますと、解体費の方がちまたではちょっと高騰しているのではないかというふうな話もお伺いしたことがございます。その高騰に対して追加分が出た場合どういった対応をされるのか、あわせてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、災害廃棄物処理業務等委託料につきましては、この8,380万円というのは、これは今の毛木沖の浄化センターに置いてあります災害廃棄物の処理には、これは含まれておらずに、それについては専決予算で処理させていただいております。この8,380万円というのは、宅地内の土砂とか、がれきの撤去に係る費用の追加分というふうに御理解いただければと思います。

専決予算で計上いたしておりました、そういった災害廃棄物処理につきましては、おおむね現在の計画では年度内にはその処理を終えるというような計画で進んでいるというふうにお聞きしております。

委員（川本 円君） 解体費の高騰は。

財政課長（向井直毅君） 解体費の高騰についても、現行をこういった形で専決予算にも約2億円、今回8,380万円追加で計上させていただいておりますが、予算に不足が生

じた場合については、今後12月なりでまた再度そういった予算の不足が生じた場合については計上させていただければというふうに考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それでは、15ページ、復旧費の方、公共土木の復旧費の中の15番の災害復旧工事の中、これはかなり範囲が広がってくると思います。そこで気になるのが今回も台風の21号、事なきを得た感じがありましたけど、その台風なり雨に対する市民の不安というのが拭えない状態が当分続くかと思えます。河川の川底が大分高くなって、浚渫を望む声をよく聞くのですけども、当然この復旧工事の中に含まれているとは思いますが、先ほどお話あった、優先順位をつけてという話が。その優先順位について、特に今多く望んでいる河川についての優先順位は、市としてはどのような順位で大体どれぐらいを目途にやられるのかというのがわかる範囲で結構ですので、教えていただければと思いますが。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 公共土木施設の災害復旧工事につきましては、委員おっしゃられますとおり、河川も含まれておりまして、当然そういった浚渫というものも非常に重要な復旧工事であるので当然早期にそれは実施すべきものというふうに認識いたしております。これはどこをどのように優先順位をつけるかというのは、これからにはなろうかと思うのですけども、先ほど申し上げましたように二次災害防止の観点から、やはりそういった危険度の高い箇所を優先順位を高く設定する中で、今後順位づけというのはすべきものかなと思えます。

当然河川についても、県管理の河川につきましてはこれは県事業ということになりまして、これは早期の復旧についてこれから県に対しても要望を今現在させていただいているところでございますが、それ以外に関しても、そういった増水等によってより被害が多く見込まれるところというものを優先的に復旧、浚渫というのをしていくというふうな考え方で優先順位づけというのはこれからということになろうかと思うのですけれども、当然国の補助事業が絡むものにつきましては、災害査定というものをまず受ける必要があるかと思えます。そういった災害の査定が終わったものから順次実施していくというようなことになろうかと思えますので、その災害査定を受ける順番についても、やはりそういった被害の大きいものから順番に受けていくというようなことになろうかと思えますので、そういった中で優先順位づけをしていくというようなことになろうかというふうに思っ

おります。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。済みませんね。前後して、もう一回11ページに戻っていただいて、その中の19番と20番、家屋撤去交付金並びに災害見舞金を計上しておりますが、これは確定した件数があるのか、それとも見込みなのかというのをちょっとわかる範囲でお願いいたします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、交付金については、現在まだ申請相談を受け付けている途中でございますが、確定しているものではございません。見込みとして現在の申請状況を加味して、おおむね154件程度ということで見込んでいるところでございます。

災害見舞金についても、これも同様でございますが、現在そういった申請なり、相談を受ける中でおおむね件数としては見込んでいるものが、全壊家屋の被災者は28件、半壊については307件、床上浸水については50件という形で当面見込んでおりまして、これも当然現在の見込みが入っておりますので、予算に不足が生じるようなケースがある場合には、また再度12月に追加で不足分については計上させていただければというに考えているところでございます。

委員（川本 円君） わかりました。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 11ページをお願いします。まず、地域支え合いセンター事業委託の内容を教えてください。それと、19番、経営体育成支援についてまずお願いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、地域支え合いセンターの事業の内容でございます。

これは、委託先としてまず社会福祉協議会を想定いたしておりまして、ここへ相談員とか保健師を採用していただき、被災者の見守りでありますとか、そういった心のケアの相談、また訪問相談というな形をこちらの支え合いセンターにおいて実施するというような内容でございます。同様に、これは県においてもそういった支え合いセンターを県全域で設置いたしておりまして、この県の支え合いセンターと連携して、被災者のそういった心

のケアに係る業務をこの地域支え合いセンターで行うというような事業でございます。

続いて、経営体育成支援事業の補助金についてでございます。

こちらにつきましては、農林水産施設の復旧工事というのが主にはそういった農地とか水路、ため池などの復旧工事に要する経費として計上されているものでございまして、農業用の設備、農業用のハウスとか、そういった設備は補助対象外となっております。こういった補助対象外の経費を救うといえますか、対象にして新たにこれは制度化されたものでございまして、この農業用ハウスが吉名地区にジャガイモの生産者が2軒ほど被災しているということで、これの農業用ハウスの解体撤去、また新たな農業用ハウスの整備、こういったものを行うための事業の補助ということとなっております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 足りない部分の補助が不足しているところに手当てをするということですね。わかりました。

15ページ、公共土木施設の復旧ですけども、優先順位をつけてやっていただけるといことなのですが、今年度見込めるものということでありましたけども、予算は立ててもなかなか僕の間では執行が難しいのではないかなという思いがあるので、その辺の業者も少ないですね。業者に聞いてもできるのかみたいなことを、入札のこともあるでしょうから、その辺はちょっとこれを早く進める工夫というのは考えておられますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 工事につきましては、確におっしゃられますとおり、市内の事業者というのは限られておりまして、やはり全ての災害復旧工事を年度内というのは非常に件数的にも厳しいということはお伺いいたしております。そういった意味も含めまして公共土木工事については、おおむね2カ年で工事を終了するというような計画を立てております。さらには、当然市内業者で対応し切れない分については、市外といたしまして市外も相当な被害を受けておりますので、県内自体でそういった工事事業者が不足しているという状況もございますので、これは県外、また全国的にそういった大手も含めた災害復旧工事に携われる事業者、可能な事業者というのを今後探していく中で早期の復旧を図っていきたいというふうには考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） これは河川も入るのですよね。今、上流の方からやっておられますけども、やはり二次災害を考えたら、上流で幾らきれいにしても下がとまっていたらどう

にもならないので、災害が出るのは下ですから。だから、そういうところも含めて三社とか、本郷のように大物の機材は入らないと思うのですよ。どうも本郷がひどかったので早いのでしょうか、うちは遅れているというふうに見ていますので、業者を複数入れるとか、専門的な業者って市内にあるのか、そこは今回に限ってはいないのであれば、協力してもらおうというのもありかなと思うのです。市内業者ということでやっているのですが、不安と安全というのですかね、そういうものに対しては迅速にやる必要があるもので、そういう時にはいろんなことを考えたらいいと思います。

それともう一つは、この細かい難しい作業があるではないですか。そういったところは、地元の業者さんの方が近いですし、何かと色々な地形のこともわかっておられるので、入札も大事なのでしょうか、早くするというのも大事なので。そのあたりどれぐらいのことが必要かわかりませんが、僕はどっちかという二次災害を考えると、もう2年と言わずに、ほぼほぼ1年以内で安全なものにしていかないとと思うのですが、その辺の工夫をお願いできますか。

委員長（山元経穂君） 細かい作業とは小規模箇所ということですか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 委員おっしゃられますとおり、そういった部分につきまして、過去大規模な災害を経験している例えば熊本でありますとか、東北、そういったところも同様にやはり業者数が不足していた中でどのような形で災害復旧を進めていったかというのを今現在調査研究をさせていただいているところでございます。これで参考にできるものは是非参考にさせていただく中で、早期の復旧に向けた工事の手法というものは今後考えていきたいというに考えております。

また、小規模な災害につきましても、当然工事の執行については、入札というものは原則にはなっているところでございますが、やはりこういった大規模、多数災害が発生しているということで、早期の復旧というものを考える中で、特例といたしましてそういった入札行為に至らず、随意契約というについても当然、余り際限なくそれはやるべきではないというふうには考えておりますが、できるだけ柔軟には対応する中で執行はさせていただければというふうに思っているところでございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 特にさっき言った細かいというか、小規模のところ、小規模といっても結構大規模なのです、今回は。ただ、狭いところが多いので、大きなものが入らな

い。そうしたら、工夫としては1期、2期で分けるとか、そうすると随意がさっとできるようなことがあるではないですか。そういう工夫を是非していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） まだまだ復旧の状況がたくさん市内でもあって、こういった時間の中でも復旧活動に専念されておられる職員の方も多いと思うのですが、そもそものことを伺いたいのですけども、一度全協の方で説明をいただいた、財政課の説明をいただいた時のいわゆる専決処分のもと、それと今回追加で第4号ということなのですけども、そうすると全体像というものの今回の補正はどれぐらいの範囲を占めているのかということをもまず第1点と。

それと、ほかの市町では、それぞれの被害状況の地域別とかの被害金額とかというのが具体的に出ているのですけども、公共も含みそういうものもきちっと掌握されていると思うのですけども、そういったいわゆる全体の数字は出ているのだけでも、具体的なものというのは私たちが目で見確認できないのですよね、資料が余りにも不足しているので。そのことについてちょっとお聞きしたいと思うのですけど。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、被害総額に対して今回の専決と9月補正で実施予定の率という、この公共土木施設と農林水産施設の災害復旧工事に関しましては、設計と工事を合わせておおむね45%程度の予算を今回9月補正までで計上させていただいております。そのうち公共土木施設についてはおおむね3割、それから農林水産施設については23%程度というふうに御理解いただければと思います。これは、まずはやはり工事の復旧に関しては、まず設計を行わないといけないということもありまして、まずは設計をした後、工事というふうに移っていきますので、それで今年度についての工事の執行率が若干低目というようなことで、トータルといたしましては、復旧工事に関しましては、公共土木、農林施設を合わせておおむね3割程度の予算を計上させていただいているというふうに御理解いただければと思います。そのうち、公共土木につきましては、先ほど申し上げましたとおり2年間で全ての工事を行いたいと。また、農林水産施設については、おおむね3年を目途に工事を行っていきいたいというような計画を今立てているところでございま

す。

あわせて、災害の被害箇所につきましては、現在、担当部署の方で箇所数というのは把握をいたしているところでございます、その公表につきましては、その箇所数と金額を精査する中でできるだけ詳細な公表というものも考えさせていただいて、今現在、市内全域でしか被害総額というのは実は算定をいたしておりませんので、地域別の被害の箇所、また額については今後そういった調整する中でできるだけ早目にお示しできればというふうに考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） できなかったことを指摘するというよりも、少し前に向かっていただくとここでも委員会でも発言しないといけないと思うのですけども、ほかの市では、公共土木工事の被災状況、地域別、被害額、きちっと明確に書かれている資料がある。農林も含めてですけども、きちっと地域別に書かれている。それが掌握できているのが7月20日時点でできているという資料もあつたりするものですから、では今の第4号で上がってきているものは、全体的にいうと2年間でやるにしてもどこのどの辺の部分の範囲なのかなということでお伺いさせていただいたのですけども、コンサルが非常に少ないですし、設計も厳しいという状況ではあると思うのですけども、やはりどこに住んでいても、そこにいる人にとってはいち早く何とかしてほしいというのが心情だと思いますので、本当にマンパワーが足りませんけれども、そこは県外からでもという思いで頑張っていたかかないといけないなというふうに感じております。

なぜこういったことを話しさせていただくのかということ、やはりどうしても竹原市全体の財源がこういった大災害になって将来的に一体どうなるのかというのがおそらく議場におられる議員さん一人一人が非常に大切な議決を担わないといけないということもありますので伺った。竹原市の今後の財政負担、基金の取り崩しとか、そういった問題を含めて本市の財政状況にどれだけの影響を及ぼすのかということは今現時点で結構なのですけども、どういった考えをお持ちなのかお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今後の財政状況に及ぼす影響ということでございます。

確かに今、道法委員さんおっしゃられましたように、かなり基金の取り崩しというものも今回専決処分予算、また今回の第4号の補正予算についても計画予定をいたしております。今回の災害につきましては、先ほども申し上げましたように、激甚災害の指定により

ましてかなり補助率のかさ上げもされております。あわせて、特別交付税措置というものも今後見込めるものもあろうかと思えます。そういった中で、できる限り一般財源の繰り出しというものも最小限に抑えるような取組というのも今後する必要がある。そうは言いながら、後年度にわたって、当然起債というものも含めて考えますと、後年度においてかなり財政負担が単年ではなくて、将来にわたってそういった起債の償還などで負担が増加するものというふうに考えているところでございます。そういった中で、今回、庁内の内部組織ではございますが、行政改革強化推進本部というものを立ち上げた中で、様々な事務事業に対して、既存の事業の見直しも含めて今後財源の確保といわゆる歳出の抑制を図る中で安定的な財政運営に努めてまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 公共施設の整備計画等もありますし、本当に財政課にとって非常に厳しい業務内容ではないかなと思っておりますけれども、全庁を上げていろいろと検討していただかないといけない。深刻な今回の第4号の補正ではないかなというに感じておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 質問もないようでありますので、ここで説明員の入れかえもあわせ、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、産業振興課の案件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

提案いたします議案は、竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、まず初めにこの条例の概要について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、平成28年3月定例会で議決をいただいたところでございますけれども、東京等への人口の過度な集中が進む中で地方創生を推進するためには、これらを是正する必要があることから、地方での安定した良質な雇用の確保を図るため、いわゆる本社機能あるいは研究施設等を首都圏、近畿圏及び中部圏以外の地域に移転、新增設を行う事業者に対しまして、3年間の固定資産税の軽減を行う条例となっております。

それでは、本議案に関しまして説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、国の地方再生法の改正によりまして、課税特例等の適用範囲が拡大をされ、課税の特例等を受けられる地域といたしまして、先ほど説明をさせていただきました近畿圏、中部圏のこの課税特例のエリアに含まれるということで改正が行われましたので、それに伴います改正でございます。実施事業の名称が変更されたこと及び、広島県及び県内市町が同法第5条の規定によって共同で策定している地域再生計画が変更され、事業者の認定期限が延長されたことに伴いまして、必要な規定の整備を行うものでございます。

具体には、議案参考資料の22ページをお願いいたします。

条例改正案につきましては、新旧対照表のとおりでございますが、第3条中の実施事業の名称を先ほどの中部圏、近畿圏が含まれたことから、地方活力向上地域特定業務施設整備事業、旧はこちらでございましたが、改正後は地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に改めまして、認定期限につきましても、平成30年3月31日であったものを平成32年3月31日に改めるものでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） それでは、順次質疑をお願いいたします。

ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） それはわかったのですが、ごめん、ちょっとずれたらごめんね。今、何か月か立ちますけど、竹原市では、これに対して新しくなっても古い時でもいいですけど、今まで実績というか、そういうものはまだゼロでいいのですか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 本市の状況でございますが、本市では1件既に認定をさせていただいております。その企業につきましては、竹原工業団地の方でございますが、CXRという企業でございまして、非破壊検査、いわゆる物を壊さずに、その物が壊れていないかという、例えば配管の検査とか、そういったものをする機関がございまして、その研究施設を工業団地の方に整備いただいております、こちらの方の認定をさせていただいております。固定資産税の軽減期間につきましては29年度から31年度ということで、認定業者1社でございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） どうぞ、大川委員。

委員（大川弘雄君） CXRというのが新しく来たということでのいいのですか。

産業振興課長（國川昭治君） はい、そうでございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。僕は全然知らなかったもので、素晴らしいことだと思うのですが、引き続きあと何社でも来ていただけるような取組を是非お願いします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） こういった企業誘致につきましては、広島県と連携をいたしまして積極的に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 済みません。入れかえ。

大変失礼いたしました。

次に、議案第68号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

別冊の方、竹原市議会定例会提出議案その2の方の一番最後の議案第68号の平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）について説明の方をさせていただきたいと思

います。

それでは、概要について説明をいたします。

本案は、平成30年7月豪雨によりまして、本市で発生いたしました豪雨災害への対応のための予算を補正するものでございます。

議案資料1ページをお開きください。

第2条について、平成30年度竹原市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の特別損失として164万4,000円を増額する内容となっております。この財源につきましては、現計予算内での収益的収入を持って対応することとしております。

次に、第3条について、予算第4条に定めた資本的収支について収入における補助金を725万円増額し、支出における上水道建設改良費を725万円増額する内容となっております。

次に、議案資料2ページをお開きください。

第4条について、予算第5条で定めた債務負担行為について、水道施設の本復旧に要する工事請負費として工事の期間及び限度額を定めた内容となっております。

続いて、議案資料5ページをお開きください。

各項目について、予算基礎資料により説明をいたします。

収益的支出予定額につきましては、応急復旧活動及び応急復旧活動に要する経費を特別損失といたしまして、委託料18万5,000円、受水費145万9,000円、合わせて164万4,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出予定額につきましては、水道施設の復旧に要する経費を災害復旧費といたしまして、修繕費300万円の増、工事請負費1,450万円の増、排水設備整備事業費について工事請負費を1,025万円の減、合わせて725万円を追加計上しております。これに対しまして、資本的収入予定額につきましては、特定財源といたしまして補助金725万円を計上し、収支の均衡をとっております。

以上で平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 1点だけちょっとお伺いします。

直接予算のことではないのですが、今回の北部地区の断水、以前私の記憶の中で

は、県用水を使って、分岐を行うことによって、もし不測の事態に備えて工事を行っていくのである、また旧管の布設替えとかという話もいろいろあったと思いますが、そのあたりを今後この水道事業を進める上で今回の災害により何らかの支障が出てくるのか、またその後予定の変更はないのかどうか、改めてお聞きしときます。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 済みません。今の県用水の例えばバックアップとしての活用なのですが、県用水そのものがまず沿岸部に対して通っているということから、まず北部地区への活用というのは困難であるというふう到现在のところ考えております。ただ、今後広域連携とか、そういった部分でのそういう水のバックアップの体制であるとか、そういったところは例えば県用水以外にも近隣の市町、東広島市とか三原市とか、そういったところの利活用であるとか、そういったところも含めて広域連携の中で検討していくということとなっております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） あと、布設替え、旧管の布設替えに今回の災害によって影響、予定の変更とか今はございませんか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 特には予定の変更はございません。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今の額だと、その復旧ということに対してはそうなのかと思えます。まず1つ、東野の井戸がやられたと思っているのですが、水源地はどの程度の被害だったのですか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 通常の濁度がかなり上がって、目視で見ても今の賀茂川と同じぐらいの濁った状態の茶色い状態であったということ、そこを踏まえて今の濁った水をはき出す、そういった作業、それから今回濁ったのが東野だけでなく、東野水系からまた上条の方にマツダのオートザムがあるのですが、あの辺にも上条第1、第2水源地がございます、そこも同じように濁った状態になったと。そこを水源として、まず東野は北

部地域をそこを東野水源地を水源として水道を供給しているのですが、それ以外にも東野水系は上条第1、第2と東野水源地を通じてその水をまず成井の方にも流しているのですよ。そこを送水することによって、成井の今の浄水場で水を浄化いたしまして、成井配水池から成井水系でいけば、西は吉名、それから東は忠海方面、そういった沿岸部を賄っているということから、今回東野が濁ったことによって、当然成井の浄水場での水の供給もかなりダウンしたと。そこでどういう形でバックアップしたかという、先ほど川本委員がおっしゃいました県用水、そこを代用して、バックアップ機能として水量を確保して、今回断水区域も北部方面でいけば、1,622世帯が断水したのですが、成井水系が仮にそういう減量によってまた断水ということになれば、8,700世帯ぐらいになりますので、1万ちょっとぐらいの広範囲にわたる全体の約40%ぐらいが断水になっていたという状況でございます。こういった意味でもやはり県用水の必要性というのは私は立証されたというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） そこまで聞いていなかったのですが、東野はポンプが壊れたのかなと思っていたので、傷もついていないということでもいいのですね。今、復旧に対しては補正予算で何とか賄えるのかなと思うのですが、管も古いですし、断水になった原因もいろいろ研究しないといけないのでしょうか。これからは、復興に対しての来年度の予算に係ってくるのかもしれないですが、そのあたりは復興に対してその断水対策みたいなのは今の広域連携以外に考えていますか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） そうです。断水ということで今回1,622世帯、これまでにないような断水がありました。我々もこの災害を受けて、水道課としてもかなりパニックになったというところがかなり正直なところでございます。そういったところも踏まえて、現行では災害に対するマニュアル等もあるのですが、今回断水したということで、給水拠点とかでそういったところも今の学校施設とか、そういったところを利用させていただいておりましたけども、今後、今回の事象を踏まえて、そういったマニュアル部分もさらにブラッシュアップして、例えば断水になった場合のバックアップ機能とか、そういったところもどういう形でこれからまた考えていかなければならないのですが、より詳細に詰めた、そういったマニュアルを整備していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ちょっと外れてごめんなさいね。今、マニュアルのことが出たのですけども、素人的に考えても、東野に井戸が2本なくても、田万里の方にもう一個あれば、圧も要らないではないですか、上から下に流してくればいいので。そういう考えというのは、竹原市の水道課では考えないのですか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 確かにおっしゃられるように、北部は東野水系1本だけなのですよね。その辺で過去にも田万里の方で北部方面に水源を確保するというので、実際に井戸を掘ったということも話を聞いています。ただ、水源的に余りよろしくない水源、水量はあるのですけども、水道水として供給するためには、ちょっと覚えていないのですが、何か不適合なものがあって、そういう計画があったのですけども、それは断念されたという過去もそういった経緯もあります。ただ、そこを踏まえて、ただ1水源だけではやっぱり今回の事象を踏まえて、水道課としても何か対策を講じなければならないというふうに考えております。先ほど説明させていただいたように、やはり広域連携とか、そういったところの中で近隣の市とか、例えば空港方面でいけば県用水が通っていますので、そういったところも踏まえて、今後調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今言ったのは、多分新幹線の整備の際、掘った時に水が出た時のことを言っているんだと思うのですが、そこで諦めずに、田万里の方っていい水が出ているではないですか。実際に酒のメーカーが購入して持って帰っているのでしょうか。酒水みたいになっているのでしょうか。だから、すぐ諦めるのだから、ほかのところのいいところを探して、そういうことも必要なのではないですか。今の答弁だったら水が悪いのでできませんって聞こえるので、ちょっと工夫してください。研究してください。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） その辺も含めましてまた調査研究を進めていきたいと思えます。

委員（大川弘雄君） お願いします。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、議事の都合上、暫時休憩いたします。

これから委員外議員の発言申出書を皆さんに配付いたしたいと思います。執行部さんは一旦退席していただいて結構です。ここで一旦15分ほど休憩をとらせていただきます。その後再度お集まりして、委員会休憩中の協議調整を行ってまいります。おおむね協議がまとまったところで会議を再開し、委員外議員の発言について諮っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、今から松本議員から出ている委員外議員の質問表を皆さんに判断していただきたいと思ひますし、私は今からちょっと松本議員に先ほどの議論過程で出たもので取り下げるものがあるかどうかちょっと確認させていただきたいと思ひます。それで、その協議結果を皆さんに示した上で、その後、即採決をとって決めたいと思ひますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） わかりました。35分に再開いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時36分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員による質疑を一旦保留とし、松本議員から委員外議員の発言の申し出がありました。

お諮りいたします。

議案第66号と議案第68号について、松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 3対3か、また厳しい選択だな。このたびは許可いたします。

委員（大川弘雄君） もうこれで終わりだ。

委員長（山元経穂君） そういうことです。

委員（大川弘雄君） 最後です。

委員長（山元経穂君） ということで、起立同数で、委員長の採決により松本議員の発言を認めることに決しました。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、松本議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括で10分以内といたします。本来、委員外議員の発言というのは、所管事項や付託案件審査において特定の委員外議員が審査に必要な知識を持っている場合に、それを委員会審査に活用するものであります。また、その知識を活用するに当たり、その発言には議題に対する質疑も含まれることとなっております。よって、先ほども確認しましたように、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱、または委員の質疑と重複した場合は、委員長から注意等を行います。

それでは、委員外議員席のマイクで発言を行ってください。

委員外議員（松本 進君） それでは、通告している中で取り下げ以外のものを質問したいと思うのですが、まずは議案第66号の議案で農林水産関係の災害復旧工事費1億5,000万円を積算内容というふうに通告しました。その内容というのは、水路とか農地とこのうがあるのでしょうか、さっきの説明漏れで例えば農地の被害箇所とかその面積、それがわかればちょっと教えていただきたいということと。

それから、そこに関わるのですけれども、クエスチョン1は農地の復旧工事で、農業者の負担金というのが2,463万円負担金が必要ということですから、農業者の負担金の分例えば農地の分で見たら1反当たり、10アール当たりの負担金は幾らになるのか。負担率があれば、その負担率と一緒に教えていただきたいと。

それから、2点目の議案第68号、一緒にいいですかね。議案第68号の質問、水道事業の補正予算についてですけれども、この内容というのは災害復旧に関わって修繕費が300万円計上されております。ここの主な修繕内容、修繕箇所でもいいのですが、これはこういった内容の分の修繕が行われるのかなということと。

それに関わりますけれども、今度私の知った分でちょっと一例を挙げると、水道管の分と、自宅のある給水の関係の分ですけど、公道があって、消火栓があって、それから自分の自宅に水量器設置というので、距離はちょっと正確ではないのですが、例えば30メートルぐらいあるとして、破損箇所が公道からそのすぐそばにある消火栓、その消火栓のところが破損したということで、今回災害に関わっての破損なのですけれども、そういった分は特に今回災害に関わって公道の部分のところの破損ということですから、そういった分の修繕料はこの中に入る、計上してもいいのではないかなとちょっと思ったものですから、その内容について市の見解といたしますかね、考え方を聞いておきたいということの2点であります。

委員長（山元経穂君） 順次答弁願います。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、1点目の農林水産関係の災害復旧工事費1億5,000万円の積算内容ということでございます。

この1億5,000万円の積算内容につきましては、7月の豪雨災害によりまして被災いたしました農地の復旧工事の費用として8,000万円、農業用施設、これは水路でありますとか、ため池になりますが、こちらの復旧工事の費用として2,000万円、それから林道三津仁賀線の復旧費用として5,000万円、合わせて1億5,000万円の予算を今回計上をさせていただいております。

工事費用の内訳といたしまして、農地の復旧工事8,000万円につきましては、これは概算ではございますが、おおむね8,000立米の土砂が流入しているというようなところの過程としてその撤去費用として1立米当たり1万円というふうな単価になろうかと思っておりますけれども、こちらを撤去する費用として8,000万円を見込んでおりまして、これは今年度実施する工事費として計上しているものでございます。

工事費につきましては、近日中に行われます国の災害査定を受けて、復旧の工法でありますとか、被災した範囲によって最終的に査定額が決定する予定でございますので、それによって当然工事費も最終的に確定するものというふうに考えております。

また、今回につきましては、先ほどの委員会でも御説明をいたしましたので、今年度発注が可能な事業に必要な経費という形で予算を計上しておりますので、また今後追加で必要となる経費がございましたら順次補正予算を追加で計上させていただければというふうに考えております。

それから次に、歳入の分担金2,463万円の積算内容ということでございます。

まず、分担金の積算内容につきましては、竹原市の分担金条例に基づきまして、国または県の補助事業として行う災害復旧工事の場合は、農地については25%、それから農道、ため池などの農業用施設については5%で計算をいたしております。また、国の補助事業ではない市単独事業として行う災害復旧工事につきましては、農地については35%の分担金、農道、ため池などの農業用施設については10%ということになっております。

今回は、先ほどの工事費の内訳で申し上げましたとおり、農地の復旧工事については8,000万円を計上をいたしておりますので、その25%、金額に対する割合でござい

ますので、その25%として2,000万円、それから農業用施設の工事費について2,000万円については5%の分担金でございますので100万円、それから林道の復旧工事費につきましては5,000万円に対して5%の分担金として250万円、それから市単独事業といたしまして農地の復旧工事、これを252万5,000円見込んでおりますが、これも35%として88万4,000円、それから農業用施設については247万5,000円に対する10%ということで24万6,000円、合計でこれで2,463万円として積算をしているところでございます。

特に農地の分担金については、耕作者25%、これは国が50%、市が25%ということで、残りの25%を分担金としていただくということになっておりますが、今回激甚災害に指定されたということでございまして、まだ率としては確定ではございませんが、国の補助率の増加が見込まれております。これに伴って、農業者が負担するそういった分担金の率もこれは軽減されるものというふうに考えているところでございます。

以上が分担金についての説明でございます。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 済みません。先ほどの修繕費300万円、まず積算の内訳なのですが、公道上の給水管などの修繕につきましては、幅があるのですが、1カ所当たり約15万円の20カ所ということで300万円を見込んで計上しております。

公道とか、その消火栓とか、メーター、いわゆる公の部分の破損ということなのですが、その部分につきましては、当然水道課の方で負担して、その辺は修繕もしくは工事等を行って適切な対応をしているという状況でございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 松本議員。

委員外議員（松本 進君） ちょっと水道の分でもう一回確認なのですが、今、公道部分は修繕料として市が対応するよということからすれば、さっき言った公道の横の消火栓といますかね、水路のところのちょうど境目といますか、そこが破損した場合なんかは市の方で対応してもいいという考えでいいのかどうかというのがちょっと確認をしておきたいと思います、それが1つと。

さっきの受益者負担という言い方、分担金の負担なのですが、確かに補助率が上がって、本人さんの農地、農業者の負担が軽くなるということを期待したいのですが、それで1つ受益というのが確かに昨日の分でもちょっと説明があったと思うのです。

が、農地をそこから生産する受益というのがなかなかやっぱり現実にはそういう農業者の厳しい状況があると思いますよね。それで、県内でもいろんな世羅町、そこは補助の上限を決めて、20万円以内だったと思うのですが、そういった農地の土砂撤去とか、いろんなところに使えるように町独自で支援措置をやっているということで、庄原とか、いろんなところが何件かあるわけですけれども、ですから補助率が上がって、負担が低くなるということはいいのですけれども、それでも一定の負担が出てくるということで、その金額への市独自が県内ではいろんな上限を設けているところもあるのですけれども、今回の災害等を含めて支援措置をしているということでは、市独自も一定の考えが要るのではないかなということについてちょっとどうかなということをお願いしたい。

委員長（山元経穂君） 順次答弁願います。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 分担金の考え方につきましては、これは条例に基づきまして一定のルールのもとに積算をさせていただいているというような状況でございます。それ以上の支援についてということでございますので、これは当然他市町の状況等も判断する中で必要に応じて今後考えていく必要があるようであれば、またそこは新たな制度ということになるかと思っておりますので、こちらについては現在やるとかやらないとかということとは当然この現時点では申し上げられませんが、今後そういった必要が生じた場合はまた検討してまいりたいと考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員外議員（松本 進君） はい。

委員長（山元経穂君） 以上で松本議員の委員外議員質問を終わります。

それでは、質疑を一旦保留とし、これより自由討議に入ります。

委員外議員、執行部、傍聴者の方は退席してください。

委員長から一言申し上げます。

自由討議については、暫時休憩の中でとり行いますが、審査の過程上、マイクをオンにして、あくまでも委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、自由討議を始めます。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 0時32分 再開

委員長（山元経穂君） 一旦休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日の委員会は、ここで閉会とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

午後0時33分 閉会